

議案第四三〇号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十七年五月十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年五月十日原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀雄



議長印

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和三十三年三朝町条例第二号)の一部を次のように改める

第百四十六条中

一 所得割

二 資産割

三 被保険者均等割

四 世帯別平等割

百分の三
百分の六・五

被保険者一人について 三三〇円
一世帯について 六四〇円 とあるを

一 所得割

二 資産割

三 被保険者均等割

四 世帯別平等割

百分の三・五
百分の七・〇

被保険者一人について 四〇〇円
一世帯について 七五〇円 に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十三年度より適用する